

UMAKAU.COM 現役競走馬業務規程

第1章 総則

第1条（遵守義務）

1. 本UMAKAU.COM 現役競走馬業務規程（以下「本規程」という）は、株式会社エクワインレーシング（以下「主催者」という）が主催する競走馬販売サイト（第2条第1項にて定義）に関し、利用者（第2条第1項第5号にて定義）が遵守すべき事項 及び利用者と主催者との関係を定めるものである。
2. 本サイト運営を円滑に進めるため、利用者は本規程を遵守しなければならない。

第2条（定義）

本規程において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。

1. 「本サイト」とは、主催者が運営する UMAKAU.COM サイト上での本取引のことを指す。出品者と落札者との間における本取引、及びこれらに付帯する各種サービスについても、これに含まれるものとする。
2. 「出品者」とは、馬を販売する目的で本サイトへの販売申込み手続きをした者を指す。
3. 「入札者」とは、馬を購入する目的で本サイト出品馬への入札を行った者を指す。
4. 「落札者」とは、出品された馬を落札した者を指す。
5. 「利用者」とは、本サイトを利用する出品者、入札者、入札予定者、及び落札（落札希望）者のことを指す。
6. 「出品馬」とは、出品者が主催者所定の方法で本サイトに出品した馬のことを指す。
7. 「本取引」とは、出品者と落札者との間で行われる馬の売買に関する取引全般を指す。

第3条（本サイトの取扱対象）

本サイトの取扱対象は、馬（当歳、1歳及び未入厩の2歳馬のサラブレッド種）とする。

第2章 取引の方法

第4条（入札者登録）

1. 入札者は、本サイトの利用に先立ち、コンタクトフォームにて必要事項を入力し入札の登録を行うものとする。「コンタクトフォーム登録」にあたって、主催者が知得した入札者の情報については、「個人情報保護方針」に従って取り扱われるものとする。
2. 利用者は、本サイトの利用に伴う金銭の支払い、または受領を行うにあたり、本人及び登録した屋号以外の名義の金融機関口座を用いてはならない。
3. 本規程に基づいて登録、または提出された利用者の情報、及び本サイト利用にあたり主催者が知得した利用者の情報については、本規定に従って取り扱われるものとし、利用者はこれに同意するものとする。

第5条（本サイト情報）

1. 本サイトは、主催者が提供する UMAKAU.COM サイトのメールフォームからの入札により行われるものとする。
2. 開催期日は主催者が決定し、Web 上及び各種宣伝媒体によって公表した日とする。但し、やむを得ない事象が生じた場合は、あらかじめ Web 上に公表し、本サイトの開催期日を延期、または変更することができる。これにより利用者にいかなる不利益が生じた場合も、主催者は一切法的責任を負わないものとする。
3. 主催者は、本サイトを利用し、出品者が所定の方法により出品馬の説明等（画像含む）を提示する機能を提供する。
4. 利用者は、その手段に依らず、他の利用者及びその他の第三者、主催者、システム提供者の著作権、商標権その他の一切の権利並びに名誉、財産を侵害し、または侵害する恐れのある行為を行ってはならない。
5. 利用者は、本サイト情報に関連して他の利用者及びその他の第三者から問い合わせ、クレーム、請求等がなされた場合、自己の責任において誠実にこれに対応しなければならない。なお、本サイト情報に関連して、万一主催者が損害または不利益を被った場合、当該情報を掲示、発信した利用者は、これにより生じた損害または不利益の全てを賠償するものとする。
6. 主催者は、利用者へ通知することなく、本サイトの提供、または本サイトの広告、宣伝を目的として、本サイト情報の全部または一部を自

由に利用できるものとする。

第6条（出品者の責任、及び出品馬について）

1. 出品馬については、本規定第6条に従って公表されなかったものを除き、開設者又は販売者による何らの保証もなく現状有姿のままで上場されるものとする。
2. 出品者は販売申し込みをするにあたり、開設者が定めた提出方法により当該馬の四肢レントゲン写真（別表1に定める撮影部位が撮像された28枚または36枚）及び上部気道内視鏡動画の提出を行うこととする。その内容については販売申込者の責任とする。
3. 出品者は本サイトへの出品手続きを行うにあたり、本条第3項に定める公表事項と最低入札価格を記載した主催者所定の「販売申込書」を提出しなければならない。本条第2項①～⑥については必須の記載事項とし、本条第3項の公表内容については、すべて出品者の責任とする。なお、この際かかる費用は出品者が負担しなければならない。
 - ① 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
 - ② 病歴、手術歴（目の異常、咽頭片麻痺、開腹手術歴、骨折歴、外科手術歴、去勢、関節部の骨片、頸椎狭窄による腰萎他）
 - ③ その他、出品者責任において公表すべきと思われる事項
 - ④ レポジトリイ資料（別表1にも定める四肢レントゲン JPEG 画像）
 - ⑤ 上部気道内視鏡動画
 - ⑥ 馬の写真（前後、横立ち）
4. 当歳馬の出品に関しては本条第2項および第3項④⑤は該当しないものとする。
 1. 「販売申込書」によって提示された入札開始価格（本サイト開始価格）および提出された公表事項は、当該馬の商品ページにてすべての利用者に公表される。
 2. 出品馬の個体確認について相違があった場合、出品者がその責任を負うものとする。
 3. 本サイトへの出品決定後は、販売申込手数料（第3章第15条第1項にて定義）を主催者所定の銀行口座宛に第3章第15条第1項に定める方法によって支払うものとする。
 4. 本サイトへの出品決定後から終了までにかかる諸費用（医療費等も含む）については、すべて出品者の負担とする。また取引が不成立に終わった場合、出品馬の引取等にかかる諸費用も出品者が負うことに

なる。

5. 出品者は、主催者が収納代行した落札代金等を出品者へ送金する際の送金手数料を負担するものとする。
6. 出品者は、落札者決定後であっても、第8条第6項で定める入札締め切り日から5日以内に、主催者の判断するところに従って本取引がキャンセルされ、落札者から出品馬が返品または返金の依頼がされる場合があることを予め了承し、これにより損害または不利益を被ったとしても、本規程等に別段の定めがない限り、落札者を免責するものとする。
7. 出品者は、出品馬またはオークション情報に関連して、主催者及び利用者、その他の第三者に損害または不利益を与えた場合、自己の責任と費用においてこれを賠償するものとする。
8. 出品者と利用者の中で生じたトラブルや紛争については、出品者が自己の責任で対処し、主催者はいかなる法的責任も負わないものとする。
9. 出品者は、公表事項に関して事実との相違や新たに公表すべき事項が見つかった場合、自己の責任において、速やかに公表事項の訂正及び追記を主催者に申し出なければならない。これにより主催者は出品の取り消し等、主催者が必要と判断する措置を講じることができる。なお、出品取り消しとなった場合も主催者は販売申込手数料の返還には応じないものとする。
10. 落札者は、出品馬の公開情報を全て了承したものとし、その情報が原因となる契約の解除は一切認めないものとする。

第7条（出品者以外の利用者の責任）

1. 入札者は、出品馬の公表事項等に不明な点があるときは、入札に先立ち、自己の責任で出品者に確認するものとする。また、入札に先立ち、出品馬の詳細な情報（四肢レントゲン、上部気道内視鏡動画等）を入札者の責任と負担において、出品者に依頼できるものとする。
2. 入札者は、真に購入する意思のある馬にのみ入札を行い、落札が確定した後は、正当な理由なくキャンセル、返品または返金依頼をしないものとする。
3. 本サイトへの参加は、本サイトへの利用登録をした本人のみが行えるものとし、参加者資格の譲渡や貸与、第三者の代理入札などはこれを一切認めない。違反が認められた場合、すべての入札を取り消しのうえ、参加者資格の剥奪等、主催者が必要と判断する措置を講じること

ができる。

4. 落札者は、落札後であっても、入札締め切り日から5日以内に主催者の判断するところに従って出品者から本取引がキャンセルされる場合があることを予め了承し、これにより損害または不利益を被ったとしても、本規程に別段の定めがない限り、出品者を免責するものとする。

第8条（本サイトのルール、売買契約の成立及び所有権の移転について）

1. 本サイトの開催は主催者と申込者との協議により決定する。
2. 主催者が定めた入札期間中、その出品馬に最も高値で入札した入札者が落札者となる。
3. 本サイトにおける入札は一般競走入札とし、最小単位は10万円とする。
4. 利用者は本サイト開催期間中、各出品馬のページで入札の有無を確認することができる。
5. 主催者は入札締め切り後30分以内に決定通知および非決定通知をメールにて連絡することとし、メールの発信をもって売買契約は成立する。入札締め切り後、売買代金（本条第8項参照）の入金確認をもって当該馬の所有権は出品者から落札者に移転する。出品者と落札者は、当該売買契約の成立を証するため売買契約書を速やかに取り交わし、署名捺印したものを各一部ずつ保管することとする。
6. 落札された馬に関する危険負担は、本条第8項に定める支払期限をもって、すべて出品者から落札者に移行することとする。
7. 落札者の決定後は、何人も異議を申し立てることはできない。
8. 落札者は、主催者または出品者の指示に従い手続きし、入札締め切り後、原則5日以内に、落札代金に消費税を上乗せした金額（以下「売買代金」という）を指定金融機関への振込によって支払うものとする。なお、かかる支払期限が属する日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日までとする。
9. 売買手数料（第3章第15条第1項にて定義）は出品者の負担とする。主催者は落札者から受領した売買代金から売買手数料を控除し、出品者にはその残額を支払うものとする。
10. 本サイトシステムの障害及び何らかの避けがたい理由により、入札が正しく行われなかった場合、主催者は各出品者と協議のうえ入札期間を延長する場合がある。この際、主催者よりすでに入札済みの入札者に対し、個別に通知することはない。また、入札期間の延長により利

用者にいかなる損害、不利益が生じた場合も、主催者は一切の法的責任を負わないものとする。

11. 落札者の確定後、本規定に違反する不的確な入札が認められた場合、出品者は主催者と協議のうえ、落札者の落札資格を取り消し、次点の入札者を落札者に繰り上げる場合がある。
12. 所有権の一部を出品する出品馬への入札についても、中央および地方の馬主資格をもつ利用者限定するものとする。

第9条（馬の引き渡し）

1. 本サイトにて販売予定の馬は入札期間中、主催者の牧場または許可する牧場に預託するものとする。ここでいう入札期間とは、原則として、預託開始日から入札終了日の翌日までの期間とする（以下「入札預託期間」という）。なお、他のセリ市場において未売却だった馬の出品についても、主催者が許可する在厩場所である限り、本取引は可能とする。
2. 落札された馬の引き渡しは1歳以上馬については入札締め切り後5日以内、当歳馬については当年10月31日までに指定牧場にて行うものとする。なお、引き渡し日時は、原則として落札者が指示できる。
3. 落札者が、本条1項に定める入札預託期間終了後も引き続き、当該馬の飼養管理継続を当該在厩場所にて希望する場合は、当該馬の現実の引き渡し日までの期間につき飼養管理に関する契約書を新たに締結するものとする。
4. 落札された馬の用途については、全て落札者の責任において決定、遂行するものとし、出品者及び主催者は関与しないものとする。また、その際に要する諸手続き等についても、出品者及び主催者は関与しないものとする。
5. 落札者は落札した馬の引き渡しに際し、自ら又は代理人を定めて、立ち会うことができる。
6. 落札者は引き渡しに際し、獣医師を立ち会わせるなどして、後日落札した馬に関する紛争が発生しないよう努めなければならない。
7. 落札者は落札した馬の引き取り前に、自己の責任において、獣医検査を行うことができる。なお、発生する獣医検査にかかる費用については、落札者の負担とする。

第10条（関係書類の引き渡し）

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが発行した登

録証明書の引き渡しは、主催者が売買代金額を受領後、主催者を通じて出品者より落札者へ引き渡す。

第11条（連絡方法）

1. 入札者は、本サイトシステムに関する通知（入札完了、落札通知など）が、入札者が登録した電子メールアドレス宛になされることを了承するものとする。
2. 利用者は、主催者から利用者に対する本サイトに関する連絡、その他の通知が原則として利用者が登録した電子メールアドレス、または電話番号宛になされることを 了承するものとする。
3. 主催者への連絡、その他の通知はそれぞれ所定の電子メールアドレス宛に行う。但し、緊急性を要する連絡事項の場合に限り、主催者へ直接、電話連絡することもできる。

第12条（契約の解除）

1. 出品者または落札者が、本規程に違反した場合、主催者は本規程の定めるところにより、 売買契約を解除することができる。
2. 落札者は落札した馬について、第6条に基づいて公表されなかった下記に定める事項 を発見したときは 1 歳以上馬については入札締め切り日から5日以内に、当歳馬については当年 10 月 31 日までに獣医診断書等を付した書面をもって主催者に契約解除を申し出ることができる。但し、落札者が出品者から落札した馬の引き渡しを受けた場合はこの限りではない。
3. 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
4. 病歴、手術歴（目の異常、別表2に定める咽頭機能（Ⅲ及びⅣ）、開腹手術歴、骨折歴、外科手術歴、去勢、関節 部の骨片、頸椎狭窄による腰萎他）
5. 引き取り前に死亡した場合
6. その他、主催者において公表すべきと判断される事項
7. 馬の引き渡し前に、前項において落札者から売買契約解除の申し出があった場合、主催 者は予め出品者に通告の上、その最終結論が出るまでの間、引き渡し期日を延長することができる。また、その間、出品者は当該馬について無償にて善良な管理をする義務を負う。
8. 馬の引き渡し後に、本条第2項において売買契約が解除された場合は、落札者が出品者 に対して当該馬を引き渡す義務を負う。また、本項、第9条第2項及び第3章第15条第1項第3号にかかる費用

負担の割合については、出品者、落札者、主催者の協議のうえ、決定するものとする。なお、契約解除後に当該馬に生じた事由（死亡も含む）は、全て落札者の責任とする。

9. 出品者は本条第2項の解除請求に不服な場合は、落札者に申し出て、その判定を主催者が指定する獣医師に委ねることができる。
10. 出品者は次に該当する場合は、落札者に対して売買契約の解除を求めることができる。
 - (ア) 落札者が約定期日までに主催者に売買代金額の全部を支払わなかった場合。
 - (イ) 落札者が約定期日までに馬を引き取らなかった場合
11. 本条において入札が解除されたときは、その日から5日以内に、馬及び売買代金全額、引き渡し時の関係書類等一式を、主催者を通じて相手方に返還しなければならない。但し、その間の売買代金に対する利息は付さない。
12. 本条において出品者、落札者いずれかの一方的な事由による解除は認めない。
13. 本条第2項に定める事項以外の瑕疵の場合、又は本条に定める届け出が本条に定める期間内に行われなかった場合は、売買契約を解除することはできない。

第13条（瑕疵担保責任）

1. 第12条第2項に定める事項以外の瑕疵の場合、又は前条に定める届け出が前条に定める期間内に行われなかった場合は、落札者は、落札した馬の瑕疵等に関し何らの異議も申し立てることはできない。出品者は、本条に定める瑕疵担保責任に基づく解除に応じること以外、落札者に対し何らの責任も負わない。

第14条（本サイトの中断）

1. 主催者は、本サイトシステムの保守、システム障害対応、天災等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サイトの提供を中断する必要があると判断した場合、事前に利用者に通知することなく、本サイトの提供を一時的に中断できるものとする。
2. 前項に基づく本サイトの中断により出品、入札に看過し得ない支障が生じたとき主催者が判断した場合は、各出品者と協議のうえ入札期間を延長する場合がある。
3. 主催者は、本条前2項の措置に関連して、利用者に損害または不利

益が生じたとしても、一切責任を負わないものとする。

第3章 料金徴収

第15条（各種料金の徴収について）

1. 本サイト利用にあたり発生する料金とその徴収方法は以下のとおりとする。
 - ① 販売申込手数料 出品者の負担とする。
 - ② 売買手数料 出品者の負担とし、主催者が売買代金より差引徴収する。なお、売買手数料は売却代金の5%とする。
 - ③ 預託料 1歳以上馬にあつては入札締め切り日から5日後まで、当歳馬については入札締め切り後、引き取り日（当歳10月31日）までの預託料は出品者の負担とする。

第4章 雑則

第16条（免責）

1. 主催者は、通信回線やコンピュータ等の障害による本サイトシステムの中断もしくは遅滞、データの消失、またはデータへの不正アクセス等により生じた損害または不利益、その他本サイトに関連して利用者に生じた損害または不利益 について、一切責任を負わないものとする。
2. 主催者は、その Web サイト、サーバ、ドメイン等から送信される電子メール等に、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しないものとする。
3. 主催者は、利用者に対して、適宜情報提供やアドバイスを行うことがあるが、これらの有用性を保証せず、これらに従った結果について一切の責任を負うことはない。
4. 本サイトの開催期間中、及び落札から引き渡し完了までの間に当該馬が不慮の事故や疾病に見舞われた場合も、主催者は一切の法的責任を負わないものとする。

第17条（落札者の違約金納入業務）

1. 落札者が本規程に違反し、売買契約が解除された場合は、違約金として売買代金の100分の50に相当する金額を主催者に納付しなければならない。なお、違約金は契約解除が確定した日から10日以内に主催者指定の金融機関へ振込の方法にて支払うものとし、期日を過ぎても支払われない場合、完済の日まで年率20%の割合による遅延損害金も別途請求できるものとする。
2. 主催者は、前項により徴収した違約金から売買手数料5%を控除して徴収し、その残額及び遅延損害金を出品者に支払う。

第18条（保険加入）

落札された当歳馬については主催者が出品者及び落札者による保険料の折半負担をもって競走馬保険に加入するものとし売買代金全額をその保険加入額とする。保険事故が発生した場合にはセール開設者が販売者及び落札者に代わって当該保険金の受取人となる。

第19条（管轄裁判所）

本規程等は、日本法に基づいて解釈されるものとし、本サイトに関連して紛争が生じた場合には、札幌地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第20条（施行期日）

本規程は、令和2年3月1日から施行する。利用者は、この業務規程が適宜改定される場合のあることを、あらかじめ了承するものとする。

第21条（秩序の維持に関する事項）

開催者は、次の各号の1に該当するものに対し、入札の停止を命ずることができる。

1. この業務規程に違反した者
2. 出品馬について虚偽の風説を流布した者
3. 出品馬に対して虚偽の申告をした者
4. 本サイトの業務を妨害し、又は秩序を乱したものの若しくはそのおそれのある者

【別表 1】

四肢レントゲン写真の撮影部位と撮影枚数

四肢レントゲン写真の撮影各部位における撮影方向を目的部位は以下の通りとする。

写真枚数は、28 枚[下記 1)～28)]、または前述 28 枚に両膝関節 8 枚[29)～36)]を追加した 36 枚とする。

□左前球節 1) ～ 4)

- 1) 背一掌（底）側方向 第 3 中手（足）一第 1 指（趾）関節
水平から約 10～20 度打ち下ろしの投射方向で
- 2) 外一内側方向 第 3 中手（足）骨遠位矢状稜・第 1 指（趾）骨近位
- 3) 背外一掌（底）内側方向 外側近位種子骨・第 1 指（趾）骨近位内側
- 4) 背内一掌（底）外側方向 内側近位種子骨・第 1 指（趾）骨近位外側

□左手根関節 5) ～ 7)

- 5) 外一内側方向
- 6) 背外一掌内側方向 橈側手根骨・第 3 手根骨内側・第 4 手根骨
- 7) 背内一掌外側方向 中間手根骨・第 3 手根骨外側・第 2 手根骨

□右前肢球節 8) ～ 11)

- 8) 背一掌（底）側方向 第 3 中手（足）一第 1 指（趾）関節
水平から約 10～20 度打ち下ろしの投射方向で
- 9) 外一内側方向
- 10) 背外一掌（底）内側方向 外側近位種子骨・第 1 指（趾）骨近位内側
- 11) 背内一掌（底）外側方向 内側近位種子骨・第 1 指（趾）骨近位外側

□右手根関節 12) ～ 14)

- 12) 外一内側方向
- 13) 背外一掌内側方向 橈側手根骨・第 3 手根骨内側・第 4 手根骨
- 14) 背内一掌外側方向 中間手根骨・第 3 手根骨外側・第 2 手根骨

□左後肢球節 15) ～ 18)

15) 背一掌 (底) 側方向 第3中手 (足) - 第1指 (趾) 関節

水平から約10~20度打ち下ろしの投射方向で

16) 外一内側方向 第3中手 (足) 骨遠位矢状稜・第1指 (趾) 骨近位

17) 背外一掌 (底) 内側方向 外側近位種子骨・第1指 (趾) 骨近位内側

18) 背内一掌 (底) 外側方向 内側近位種子骨・第1指 (趾) 骨近位外側

□左飛節 19) ~ 21)

19) 外一内側方向 中心足根骨一第3足根骨一距骨関節

20) 背外一底内側方向 脛骨内果

21) 底外一背内側方向 脛骨遠位中間隆起・外側滑車

□右後肢球節 22) ~ 25)

22) 背一掌 (底) 側方向 第3中手 (足) - 第1指 (趾) 関節

水平から約10~20度打ち下ろしの投射方向で

23) 外一内側方向 第3中手 (足) 骨遠位矢状稜・第1指 (趾) 骨近位

24) 背外一掌 (底) 内側方向 外側近位種子骨・第1指 (趾) 骨近位内側

25) 背内一掌 (底) 外側方向 内側近位種子骨・第1指 (趾) 骨近位外側

□右飛節 26) ~ 28)

26) 外一内側方向 中心足根骨一第3足根骨一距骨関節

27) 背外一底内側方向 脛骨内果

28) 底外一背内側方向 脛骨遠位中間隆起・外側滑車

□左膝関節 29) ~ 32)

29) 底一背側方向 大腿骨遠位内側顆・外側顆・脛骨顆間結節

30) 外一内側方向 膝蓋骨 大腿骨遠位外側滑車・内側滑車・脛骨近位

31) 底外一背内側側斜方向 大腿骨遠位外側滑車・膝蓋骨

32) 屈曲 外一内側方向 大腿骨遠位内側顆・膝蓋骨

水平から約10~20度打ち下ろしの投射方向で

□右膝関節 33) ~ 36)

33) 底一背側方向 大腿骨遠位内側顆・外側顆・脛骨顆間結節

34) 外一内側方向 膝蓋骨 大腿骨遠位外側滑車・内側滑車・脛骨近位

35) 底外一背内側側斜方向 大腿骨遠位外側滑車・膝蓋骨

36) 屈曲 外一内側方向 大腿骨遠位内側顆・膝蓋骨

水平から約10~20度打ち下ろしの投射方向で

【別表 2】

安静時に馬における咽頭機能の評価

(参照文献：Robinson NE 2004, Equine Veterinary Education, 16:333-336)

- I. 左右の披裂軟骨の動きが常に同調かつ対称であり、完全外転が獲得・維持される。
- II. 披裂軟骨の動きが非同調で、かつ咽頭が左右不対称な状態を示すこともあるが、披裂軟骨の完全外転は獲得・維持される。
- III. 披裂軟骨の動きが非同調で、咽頭が左右不対称である。披裂軟骨の完全外転は獲得・維持されない。
- IV. 披裂軟骨と声帯ヒダは動かない。